

令和2年1月22日

関係各位

宮崎県ソフトテニス連盟
会長 寺園 圀順

令和元年度宮崎県インドアソフトテニス選手権大会に係る報告とお詫び

この度、標記大会において、二種類の大会要項が混在したことにより、参加資格の取扱に混乱をきたし、大会当日に一部選手が参加できなくなるという事態が発生しました。

下記のとおり、本件の経緯等を報告させていただきますとともに、当該選手および関係各位に多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりお詫びさせていただきます。

今後は、慣例的に行っていた大会運営業務内容を再度精査し、確実な確認に努めること等を通して、ソフトテニスを楽しむすべての選手の視点に立った大会運営ができるよう努力して参る所存であります。

今後とも本連盟の活動に、何とぞご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和元年12月22日（日）
- 2 場 所 井上商店スポーツセンター高鍋町総合体育館
- 3 当該箇所 同大会要項 9 参加資格
 - 11月26日までホームページに掲載していた要項
 - 2) 高校生は男女共に本年度の県高校新人個人対抗のベスト16（ベスト8以内を除く）
 - 11月27日以降にホームページに掲載した要項
 - 2) 高校生は男女共に本年度の県高校新人個人対抗のベスト8以内とする。
- 4 経 緯
 - (1) 本連盟は、要項の変更について、参加資格の基準となる大会（令和元年度新人大会）の監督会議（10月17日）で周知したが、ホームページ上には変更前の要項を11月26日までそのまま掲載していた。
 - (2) 当該選手が所属する学校は、監督会議での周知内容を把握していたものの、11月26日までホームページに掲載されていた要項を参照した関係者からの指摘を受け、ベスト16以上であれば参加資格があることを確認した。
 - (3) 本連盟は、11月27日にホームページ上の要項の内容を更新した。
 - (4) 本連盟は、上記(2)に基づいた学校からの申込を受理し、組合せを作成した。
 - (5) 本連盟は大会当日（12月22日）の受付において、11月27日以降に更新した

要項を根拠に、当該選手及び学校に対して出場資格が無い旨を通告するとともに代替案として、オープン参加を打診した。

- (6) 一方で、本連盟は、当該選手と別のペアに対して、宮崎県ソフトテニス連盟規約によりオープン参加とすべきところを正式な出場を認める対応をした。
- (7) 当該選手及び学校は、11月27日以前にホームページから取得した要項と本連盟が申込を受理した事実を根拠に、異議を申し立てた。
- (8) 本連盟は、11月27日以降の要項のみを有効とし、当該選手が出場する場合は、オープン参加とすることの決定を覆さなかった。
- (9) 当該選手と学校は、本連盟の決定を不服とし、出場を見送った。
- (10) 本連盟は、当該選手を棄権の取り扱いとした。
- (11) 本連盟は、大会終了後に、2つの大会要項はどちらも有効なものであったと確認した。

5 対 応

- (1) 本連盟は、以下の点に不備があったことを大会終了後に認め、会長より、当該選手・保護者・当該校への謝罪を行った。
 - ・ 新人大会監督会終了後一ヶ月以上（インドア大会実施まで一ヶ月を切って）も訂正前の要項をホームページに掲載し、トラブルの原因をつくったこと
 - ・ 申込を受理しながら、大会当日まで出場資格の確認および関係者への連絡を怠ったこと
 - ・ 大会に出場させないという形で上記の本連盟の過失を当該選手へ転嫁したこと
 - ・ 一方で、連盟規約によりオープン参加とすべき選手（当該選手とは別の選手）を正式に出場させたこと
 - ・ 本連盟が当該選手の出場を認めないという判断をしたにもかかわらず、その公式記録を棄権の取り扱いとしたこと、またその情報をホームページ上に掲載したこと
- (2) 大会の公式記録からは、棄権の取り扱いではなく、当該選手名を削除した。
- (3) 本文書を本連盟ホームページへ掲載する。
- (4) 本件について、本年2月15日に開催される本連盟総会で報告する。
- (5) 令和2年度以降は、年度当初に一括して行っていた要項の掲載を取り止める。ただし、本連盟各部会（中学部会や高校部会など）が主管する大会を除く。
- (6) 今回の問題となった大会要項は、どちらも有効と確認したことから、今回出場できなかった選手並びに本大会において参加資格があったものの、申込をしていない選手について、令和2年度当該大会への出場権を付与する。該当選手並びに詳細については、学校単位で本連盟より個別に連絡を行う。

問合せ先 競技部長 平原 幸典

090-2586-7866